

## 審 査 基 準

令和6年9月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した長野県公安委員会に対して行われた場合は、次に掲げるとおり。（行政庁の休日は含まない。） (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：40日 (3) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：40日
申 請 先： 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター 2 即日交付を希望しない場合 (1) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。） (2) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：